

医療法人 青松会 河西田村病院
介護予防通所リハビリテーション 青空
通所リハビリテーション 青空

運 営 規 程

令和6年6月1日改定

運 営 規 程

第1章 目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規定は、医療法人青松会 河西田村病院通所リハビリテーション青空・介護予防通所リハビリテーション青空(以下「事業所」という。)の運営管理に必要な事項を定め、介護保険法の基準原理に基づき、老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。

- 1) 利用者の処遇においては質の確保とその向上に努める……良質なケアを提供し、やすらぎある在宅生活を過ごすための援助を行う。
- 2) 医療と福祉をバランス良く備えた事業所として、明るく家庭的な雰囲気有すると同時に、生活援助の場として処遇に努める。
- 3) 在宅ケアの支援機能を有効に利用し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。
- 4) 上記の他、事業の運営にあたっては「和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第46号)を遵守する。
「和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第50号)を遵守する。

第2章 職員の定数、職種及び職務

(職員の定数)

第3条 事業所に次の職員をおく。

1)

管理者(医師兼務可)	1名	医師	1名
看護職員	3名	理学療法士	2名
介護職員	6名	事務職員	1名

(令和6年5月1日現在)

2) 職員定数は、配置基準を下回らない人員とする。必要に応じ若干名の職員を置くことができる。

(職務内容)

第4条 職員の職務内容は、次の通りとする。

- 1) 管理者は、事業所の業務を統括し、執行する。
- 2) 医師は、管理者の命を受け利用者の健康管理及び適切な医療処置を講ずる。
- 3) 看護職員は、管理者及び医師の指導の下に利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 4) 介護職員は、管理者及び医師の指導の下に利用者の日常全般にわたる介護業務を行う。
- 5) 理学療法士・作業療法士は、管理者の命令を受け利用者への理学療法及び介護職員への助言を行う。
- 6) 栄養士は管理者の命令を受け利用者の疾病、喫食等を把握し食事計画及び実施にあたる。

第3章 通所者の定員及び営業日・営業時間

(定員)

第5条 通所リハビリテーション定員は40名とする。(介護予防通所リハビリテーションを含む)

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は月曜日～土曜日とする。(日曜日、祝日、12月30日～1月3日は休業日とする。又天候等で送迎業務が非常に困難と判断した場合、臨時休業とする。)営業時間は、8時30分～17時とする。

第4章 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション事業の内容

(通所)

第7条 事業所に通所するものは、管理者が通所を必要と認めたものであって、介護保険要介護認定で要支援、要介護と認定された者とする。居宅介護支援事業者のケアプランに沿って、サービス提供を行う。

(身上調査)

第8条 管理者は、通所者についての心身の状況、個性、家庭状況、経歴、教育程度等を把握しなければならない。

第5章 通所者の処遇方法

(処遇)

第9条 通所者の処遇については、個々の人間性を尊重し、疾病の種別に関係なく平等に処遇を行うものとする。処遇内容は、治療・看護及び介護(食事、入浴、リハビリ等)により自立を促し、生活圏を広げ、健やかな在宅療養に繋がるように努める。

(説示)

第10条 管理者は、利用者に対し、事業所の目的、方針、日課、その他入所生活に必要な事項を説明しなければならない。

(日課)

第11条 管理者は、基本方針等事業計画をより具体化し実施する為に、日課を定めなければならない。前項の日課は別にこれを定める。(介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション計画の作成)

(保健衛生)

第12条 管理者は、保健衛生のため次の対策を講じなければならない。

- 1) 事業所全般の清潔保持
- 2) 事業所の換気、採光、保温等の調査
- 3) 職員については毎年1回以上の健康診断。

(教養慰安)

第13条 通所者の教養及び慰安を目的として、次の事項を実施するものとする。

- 1) 新聞、図書、ラジオ、テレビ、その他教養慰安用備品の備え付け
- 2) 通所者の教養慰安を目的とする行事の実施

(送迎業務)

第14条 介護予防・通所リハビリテーション事業を行うにあたり通所者の安全に気を配り、送迎業務に努める。

(送迎範囲)

第15条 送迎範囲は和歌山市北部を主とするが、状況に応じその範囲を拡大する。

第6章 利用者の守るべき規律

(心得)

第16条 利用者は、事業所の諸規定を守り、医療及び生活訓練を受け、家庭生活及び社会生活に復帰できるように努めなければならない。

(日課)

第17条 利用者は、管理者の定めた日課に従い、規律ある生活を行うように努めなければならない。

(火気の取扱い)

第18条 利用者は、火気の取扱いに注意し、所定場所での喫煙等、管理者の指示に従わなければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第19条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとする。又、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を配置する。
(自然災害発生時の業務継続ガイドラインの作成・見直し)

第8章 その他の施設の管理事項

(経理)

第20条 事業所は次の諸帳簿を設備しておかなければならない。

1) 管理に関する記録

- ア) 事業日誌
- イ) 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
- ウ) 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- エ) 重要な会議に関する記録
- オ) 設備及び構造設備に関する記録

2) 通所に関する記録

(利用者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。)

- ア) 通所者台帳(身上調査、処遇に関する事項、その他を記録したもの)
- イ) 通所者のケース記録
- ウ) 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌
- エ) 診察記録等診療に関する記録
- オ) 献立及び食事に関する記録
- カ) 定期的な判定の経過及び結果に関する記録

3) 会計経理に関する記録

- ア) 金銭の出納及び物品の受渡しに関する帳簿
- イ) 収支予算及び決算に関する書類
- ウ) 収入支出に関する帳簿
- エ) 債権、債務に関する帳簿
- オ) 資産に関する帳簿
- カ) 備品台帳

(行政機関との連携)

第21条 事業所は、その運営に当たっては、和歌山県、和歌山市その他の関係機関との連携に努める。

(協力病院)

第22条 管理者は、利用者の病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

【協力医療機関】

河西田村病院 和歌山市島橋東の丁1-11 TEL (073)-455-1015

(利用料)

第23条 通所者の支払う利用料として以下のものと定める。

- 1) (介護予防)通所リハビリテーションサービス費用は負担割合証に記載のある割合に応じた額とする
- 2) おむつ代(別紙参照)
- 3) 施設外イベントにおける入園料等の費用
- 4) その他(軽喫茶における飲食料等)
- 5) リハビリテーションマネジメント加算(イ)・(ロ)
- 6) 短期集中個別リハビリテーション実施加算
- 7) 口腔機能向上加算
- 8) 入浴介助加算費Ⅰ・Ⅱ
- 9) サービス提供体制強化加算Ⅱ
- 10) 重度療養管理加算
- 11) 中重度者ケア体制加算
- 12) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ
- 13) 食事費:1日につき580円(昼食・おやつ代として)
- 14) 科学的介護推進体制加算
- 15) リハビリテーション提供体制加算

第24条 推進員の配置

- 1) 入所者・利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し人権擁護に関する研修を実施する。
- 2) 災害対策推進員は、第7章、第19条に定める。
- 3) 安全管理対策を推進するため、安全管理推進員を配置する。
- 4) 感染症対策を推進するため、感染対策推進員を配置する。
(新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラインの作成・見直し・研修等)

第25条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。高齢者虐待防止措置
- 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 5) サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報するものとする。

第26条 身体拘束等の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。